

住宅貸付 団体信用生命保険制度

事務の手引

令和2年10月

日本私立学校振興・共済事業団

万一の場合に備えて

団体信用生命保険制度 にご加入ください

「団体信用生命保険制度」とは、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度です(任意加入)。

事例1 突然の事故で…

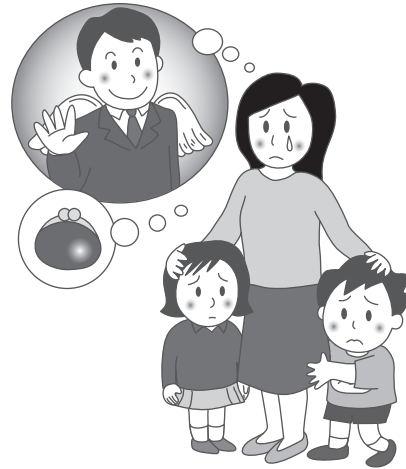
交通事故で突然死亡。住宅貸付以外に教育貸付も借り入れており、個人加入の生命保険の額も少なかったが、団信制度に加入していたため、住宅貸付は保険金で完済。残された妻や子どもには、とりあえず生活の基盤となる住宅を残すことができた。

事例2 高度障害も対象

心筋梗塞により重度の脳機能後遺障害が残っていた。2年間の闘病生活のうえ死亡。保険金の請求をしたところ、死亡日以前の高度障害も認められ、高度障害該当日にさかのぼって保険金が支払われ、該日以降の償還金も返戻された。

事例3 脱退したせいで

生活費や子どもの教育費がかさみ、出費を抑えるために償還途中で団信制度を任意脱退。その後胃癌で死亡。加入者の退職手当で住宅貸付の返済に充てたが、残された妻はパート収入しかなく、今後の生活を立て直すために自宅を売却した。



●残された家族を守るためにぜひご加入ください。

長期にわたる償還途中で、いつ事故や病気が襲ってくるか分かりません。団信制度により住宅貸付が完済になることは、不幸があった中でも家族にとっては大きな安心につながります。

●団信制度の加入は完済するまで継続してください。

団信制度から一旦脱退すると再度加入はできません。加入を継続することが重要です。

●住宅貸付を申し込む際は、必ず家族と加入の有無について相談してください。

申込の際は契約概要、注意喚起情報を必ずご確認ください。

目 次

第1章 団体信用生命保険制度の概要	1
1. 団体信用生命保険制度の特長.....	1
2. 団信制度のしくみ.....	1
(1) 契約形態.....	1
(2) しくみ.....	1
(3) 貸付金残高と団信制度の保険期間・保険金額のイメージ.....	2
3. 団信制度の内容.....	2
(1) 適用資格.....	2
(2) 適用者の区分.....	3
(3) 適用日と保障開始日.....	3
(4) 保障終了日.....	4
(5) 保険期間.....	4
(6) 保険金額(保障額).....	4
(7) 保険料充当金.....	4
(8) 保険料の支払い.....	6
(9) 配当金.....	6
(10) 死亡・高度障害保険金.....	6
(11) 保険年度.....	8
(12) 制度発足日.....	8
第2章 団体信用生命保険制度に加入するには	9
1. 団信制度加入の流れ.....	9
2. 「だんしん告知書」の配付.....	9
3. 適用希望の「有・無」の確認.....	9
4. 「だんしん告知書」の記入例.....	10
5. 「だんしん告知書」の受理・点検.....	11
6. 「だんしん告知書」の提出.....	11

7. 団信制度適用の申し出期限	11
8. 「だんしん告知書」に不備があったとき	11
9. 「貸付金決定送金通知書」の送付	11
第3章 団体信用生命保険制度を脱退するとき	12
1. 団信制度脱退の流れ	12
2. 団信制度を任意脱退するには	12
3. 団信制度の保障が終了するとき	12
4. 「団信制度脱退確認通知書」の送付	13
5. 学校間の異動があったとき	13
6. 借り換えがあったとき	13
第4章 保険料充当金の徴収	14
1. 保険料充当金徴収の流れ	14
2. 保険料充当金の通知	14
3. 保険料充当金の適用者からの徴収	14
4. 定期償還金または保険料充当金が未納となった場合の取り扱い	14
5. 定期償還金および保険料充当金の口座振替不能の場合の通知	14
第5章 保険事故(死亡・高度障害)が発生したとき	15
1. 死亡保険金請求の流れ	15
2. 保険事故発生届け出	16
3. 死亡保険金および高度障害保険金の請求	16
4. 保険事故発生月以降の定期償還金等を払い込んだとき	16
5. 保険金の請求をしたにもかかわらず保険金の不支払いが決定したとき	16
6. 「貸付金完済証明書」の送付	17
参 考	
団信制度 Q & A	18
保険料充当金早見表(月額)	26
用紙見本	27

第1章 団体信用生命保険制度の概要

1. 団体信用生命保険制度の特長

団体信用生命保険制度（以下「団信制度」といいます）は、住宅貸付を借り受けている加入者（以下「借受人」といいます）が償還途中で死亡または所定の高度障害状態（以下「保険事故」といいます）に該当された場合、生命保険会社から私学事業団に支払われる保険金により貸付金残高に充当される制度です。

これにより、借受人の遺族等は退職手当等の資金を債務の返済に充てることなく、団信制度による保険金をもって完済となるため、生活の安定を図ることができます。

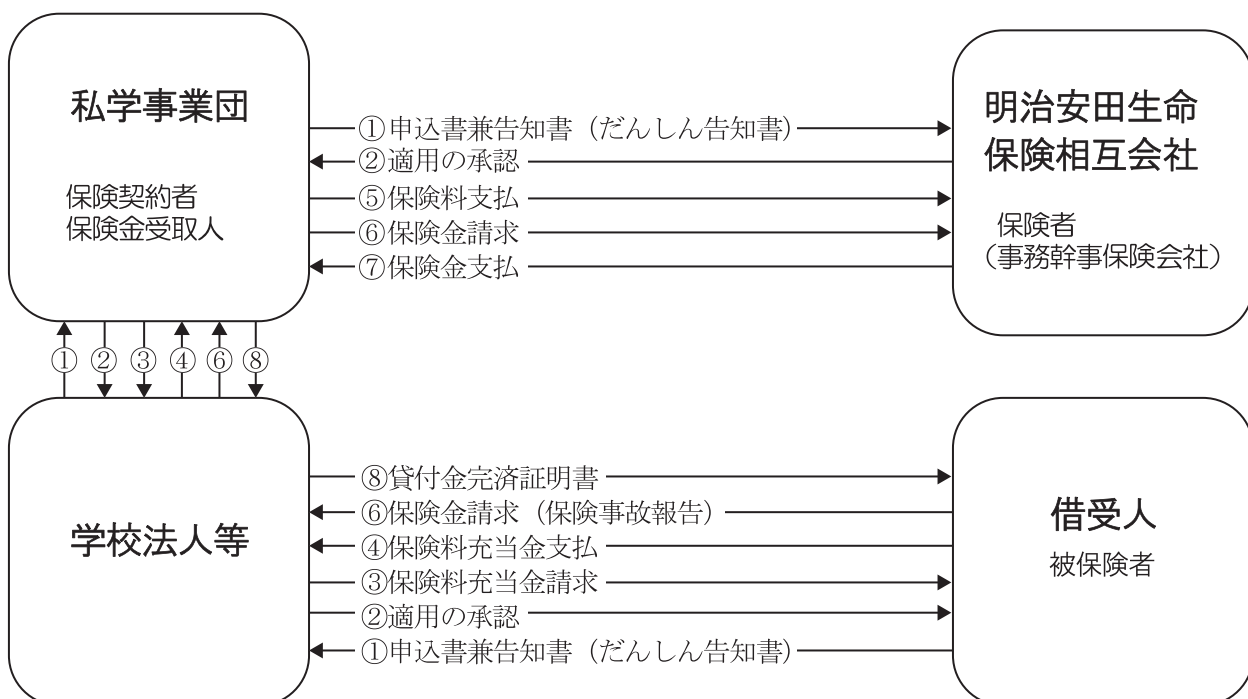


2. 団信制度のしくみ

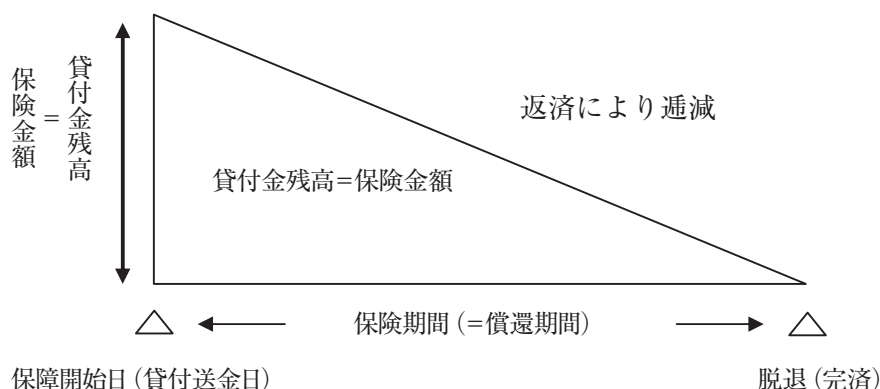
(1) 契約形態

- 私学事業団 …………… 保険契約者
 - 借受人 …………… 被保険者（団信制度適用者）
 - 私学事業団 …………… 保険金受取人
 - 生命保険会社 …………… 保険者
- ※事務幹事保険会社は明治安田生命保険相互会社です。

(2) しきみ



(3) 貸付金残高と団信制度の保険期間・保険金額のイメージ



3. 団信制度の内容

(1) 適用資格

次の①および②の条件を満たす人の任意加入となります。

① 貸付日現在の満年齢が20歳以上70歳未満の人

(注) 満年齢の到達日は、誕生日の前日となります。

② 「団体信用生命保険申込書兼告知書」(10ページ参照。以下「だんしん告知書」といいます)を私学事業団に提出し、申込日(記入日)現在の健康状態(告知事項を参照)に関して明治安田生命保険相互会社の確認により適用が承認された人

【告知事項】

1 最近3か月以内に医師の治療(指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。

2 過去3年以内に下記の病気で、手術を受けたことまたは2週間以上にわたり医師の治療(指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。

- ・狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、高血圧症、不整脈、その他心臓病
- ・脳卒中(脳出血・脳こうそく、くも膜下出血)、脳動脈硬化症、その他脳の病気
- ・精神病、うつ病、神経症、てんかん、自律神経失調症、アルコール依存症、薬物依存症、知的障害、認知症
- ・ぜんそく、慢性気管支炎、肺結核、肺気腫、気管支拡張症
- ・胃かいよう、十二指腸かいよう、かいよう性大腸炎、クローン病
- ・肝炎、肝硬変、肝機能障がい、すい臓炎
- ・腎炎、ネフローゼ、腎不全
- ・緑内障、網膜の病気、角膜の病気
- ・がん、肉腫、白血病、しゅよう、ポリープ
- ・糖尿病、リウマチ、こうげん病、貧血症、紫斑病
- ・子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症

3 手・足の欠損または機能に障害がありますか。または、背骨(脊柱)・視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がありますか。

【告知事項欄の用語説明】

■「指示・指導」とは

医師の診察、検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。

■「2週間以上にわたり」とは

一連の病気やけがで、医師の治療（指示・指導を含みます）や投薬を受け、転医、転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます（実際の診療日数ではありません）。過去3年以内に初診日が含まれていない場合でも、継続加療期間が3年以内に含まれている場合は、告知が必要です。また、2週間分以上の薬を処方されているときは、「2週間以上にわたり投薬を受けたこと」に該当いたします。

【告知対象外となる事象について】

■完治後のかぜ・インフルエンザ

■歯科医師（口腔外科は除く）による虫歯の治療・歯槽膿漏の治療

■色覚異常

■完治後の急性虫垂炎の手術

■医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用

■現在治療を受けていない花粉症・水虫

■妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

(2) 適用者の区分

① 新規適用者

ア. 住宅貸付の申し込みと同時に団信制度への適用を申し込み、適用が承認された人

イ. 借り換えによる住宅貸付の申し込みと同時に団信制度への適用を申し込み、適用が承認された人

② 中途適用者

①のうち、住宅貸付の申し込み時に適用を希望したが告知内容等により適用が承認されなかったが、後に有資格者となり、適用を申し込み、適用が承認された人

(3) 適用日と保障開始日

適用者の区分	適用日	保障開始日
新規適用者	貸付送金日の属する月の翌月1日	貸付送金日 【毎月2日または22日（その日が土・日曜日または休日のときはその翌日）】
中途適用者	適用申し込みの受け付け締め切り日 【毎月15日（その日が土・日曜日または休日のときはその前日）】 の属する月の翌月1日	適用申し込みの受け付け締め切り日 【毎月15日（その日が土・日曜日または休日のときはその前日）】の属する月の翌月1日

※貸付送金日が貸付実行日となります。

(4) 保障終了日

団信制度適用者が次のいずれかの事由に該当したときは、団信制度から脱退することになり、その日をもって保障は終了します。

事由	保障終了日
死亡したとき	死亡日
所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害固定日
貸付金を完済したとき	完済した日
満年齢81歳に達したとき	達した日の属する月の末日
任意脱退の申し出をしたとき	団信制度脱退申し出締め切り日の属する月の末日 ただし、「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」により16日以降に申し出のあった場合は翌月末日
退職したとき（継続資格取得や任意継続加入をする場合も含みます）	定期償還として通知された月の末日
保険料充当金または償還金が3か月以上未納のとき	3か月以上未納となった日の属する月の末日 （なお、未納の起算日は、償還期限の属する月から起算）
貸付規則による即時償還に該当したとき	該当した日の属する月の末日

(5) 保険期間

団信制度適用者の保険期間は、適用日から保障終了日までとなります。

(6) 保険金額（保障額）

保険金額は、保険事故日現在の貸付金残高となります。

(7) 保険料充当金

団信制度適用者は、毎月の定期償還額のほかに保険料充当金を負担することになります。

① 保険料充当金の算出方法

$$\text{保険料充当金（月額）} = \text{貸付金残高（保険金額）} \times \text{保険料充当金率}$$

（注1）保険料充当金に円未満の端数が生じた場合は、円未満を四捨五入します。

（注2）保険料充当金率は、年齢にかかわらず一定となります。

（注3）保険料充当金は、掛け捨てとなります。

② 保険料充当金率

保険料充当金率は、**貸付金額1万円につき月額3円48銭**です（令和2年4月1日現在）。

（注）将来、加入率や団信制度適用者の年齢構成・保険事故の発生率等により、保険料充当金率を変更することがあります。

③ 保険料充当金の算出基礎となる貸付金残高

	保険料充当金の算出基礎となる貸付金残高	算式
新規適用者	適用年月日から年度末（3月末日）までは、 貸付金額 が算出基礎となります。	貸付金額 $\times \frac{3円48銭}{1万円}$
	翌年度（4月）以降は、 その前年度末（3月末日）の貸付金残高 が算出基礎となります。	3月末日の貸付金残高 $\times \frac{3円48銭}{1万円}$
中途適用者	適用月の前月末日の貸付金残高 が、適用年月日から年度末（3月末日）までの算出基礎となります。	適用月末日の貸付金残高 $\times \frac{3円48銭}{1万円}$
	翌年度（4月）以降は、 その前年度末（3月末日）の貸付金残高 が算出基礎となります。	3月末日の貸付金残高 $\times \frac{3円48銭}{1万円}$
一部任意償還したとき	一部任意償還月の翌月から年度末（3月末日）までは、 一部任意償還後の貸付金残高 が算出基礎となります。	一部任意償還後の貸付金残高 $\times \frac{3円48銭}{1万円}$

(注) 住宅貸付の償還途中に借り換えを行い、借り換え後も団信制度適用を受けようとする場合は、新規適用者と同様の扱いとなります。あらためて「だんしん告知書」を提出してください。

<計算例1>

新規適用者で貸付金額が300万円の場合

$$300万円 \times \frac{3円48銭}{1万円} = 1,044円 \text{ (月額)}$$

<計算例2>

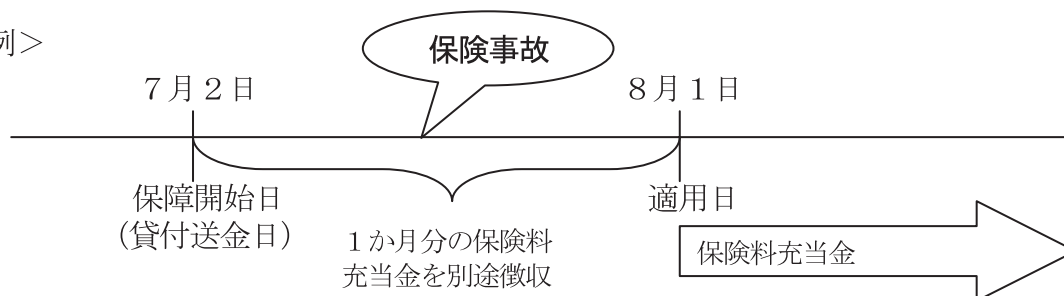
中途適用者で貸付金残高が145.4万円の場合

$$145.4万円 \times \frac{3円48銭}{1万円} \times = 505.9円 \rightarrow 506円 \text{ (月額)}$$

④ 保険料充当金の徴収期間

保険料充当金は、**適用日の属する月から保障終了日の属する月まで**、毎月徴収します。ただし、新規適用者で保障開始日から適用日までの間に、保険事故が発生したときは、1か月分の保険料充当金を別途徴収します。

<例>



⑤ 保険料充当金の徴収方法

毎月、定期償還額とあわせて「貸付金定期償還等通知明細書」等により通知しますので、学校法人等は、団信制度適用者の保険料充当金を取りまとめ、償還期限日までに払い込んでください。

⑥ 保険料充当金の税務取り扱い

生命保険料控除の対象となる保険料は、保険金受取人を自己またはその配偶者、その他の親族とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料と定められていますが、団信制度の保険金受取人は私学事業団ですので、団信制度適用者の負担する保険料充当金は、生命保険料控除の対象とはなりません。

(8) 保険料の支払い

保険料は、団信制度適用者から徴収する保険料充当金と、保険会社から支払われる配当金をもって原資とし、毎月私学事業団から明治安田生命保険相互会社へ支払います。

(注) 保険料率は契約応当日現在における全適用者の年齢構成・貸付金残高等に基づき毎年再計算し適用します。

(9) 配当金

保険料充当金は、保険料より予想配当金を差し引いた形で徴収しているため、団信制度適用者に配当金の還付は行いません。

(10) 死亡・高度障害保険金

① 保険金が支払われる場合

団信制度適用者が借入金の償還途中（保険期間中）に、次のいずれかに該当した場合、保険金を支払います。

名称	支払事由
死亡保険金	保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金	保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかの高度障害状態に該当されたとき ① <u>両眼の視力を全く永久に失ったもの</u> ^(※1) ② <u>言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの</u> ^(※2) ③ <u>中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</u> ^(※3) ④ <u>胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの</u> ^(※3) ⑤ <u>両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u> ^(※4) ⑥ <u>両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの</u> ^(※4) ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

※1 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3)視野狭しやきょうさくおよび眼瞼下垂がんげんかすいによる視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

※2 言語またはそしゃくの障害

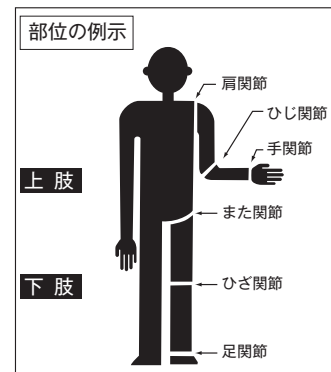
- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

※3 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

※4 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。



② 保険金が支払われない場合

次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

※貸付送金日が貸付実行日となります。

保障開始日 (* 1) から1年以内に自殺されたとき

(* 1) 保障開始日は、貸付実行日(借り換え貸付の場合は、借り換え日)または事務幹事保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。

被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき

保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき

戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき

(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。)

告知義務違反による解除

「だんしん告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「だんしん告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります(お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります)

す)。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

□詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。

□重大事由による解除の場合

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。

□保障開始日よりも前に発生した傷害や疾病を原因として高度障害状態に該当されたとき

その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません。

③ 支払われる保険金額

保険事故が発生した場合、私学事業団に支払われる保険金額は、団信制度適用者の保険事故発生日現在の貸付金残高となります。

④ 保険金額の税務関係

ア. 死亡保険金は債務と相殺されるので、所得税・相続税の課税関係は生じません。

イ. 高度障害保険金に課税関係は生じません。

(11) 保険年度

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間となります。

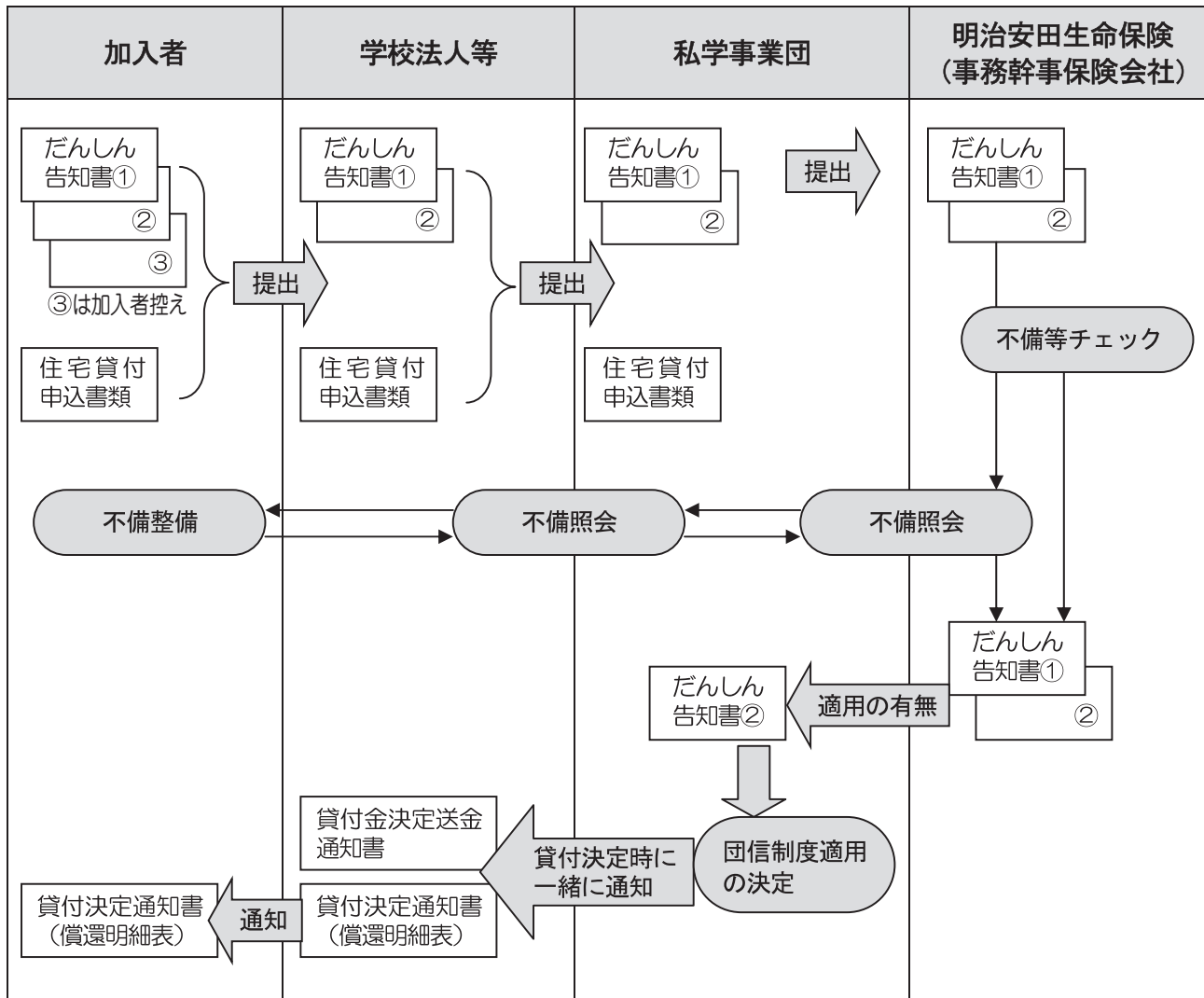
(12) 制度発足日

昭和63年10月1日

第2章 団体信用生命保険制度に加入するには

1. 団信制度加入の流れ

団信制度の適用を希望する場合は、「だんしん告知書」に所定の事項を記入、押印のうえ学校法人等を通じて私学事業団に届け出てください。



2. 「だんしん告知書」の配付

学校法人等は、住宅貸付を希望する加入者に、「貸付申込書」等と一緒に「だんしん告知書」を配付し、団信制度の主旨および重要事項について説明してください。

なお、借受人から中途適用者の適用申し込みがあったときは、団信制度の主旨および重要事項について説明し、「だんしん告知書」を配付してください。

3. 適用希望の「有・無」の確認

「貸付申込書」を受理したときは、団体信用生命保険適用の希望の「有・無」のいずれかに○印があるか確認のうえ、次のように取り扱ってください。

- ① 有に○印のあるものについては、「だんしん告知書」が添付されているか確認し、添付されていない場合は添付するよう指導してください。

- ② 無に○印のあるものについては、再度、加入者に団信制度の主旨を十分に説明のうえ団信制度の加入を勧奨してください。
- ※団信制度適用の申し込みは、住宅貸付の申込時の一回限りとなっており、途中からの加入はできないので注意してください。

4. 「だんしん告知書」の記入例

以下の要領に沿って、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。

《申込書兼告知書の記入要領》

消せるボールペンは使用しないでください。

この「申込書兼告知書」に記入する日をご記入ください。(日付印は使用しないでください。)

借入予定日現在の満年齢をご記入ください。

目の病気や視力障害のある方は、発症部位(左右・両眼)を病名に含め、あわせて左右の裸眼視力・きょう正視力をご記入ください。

「告知事項」の質問に対し、**はい**・**あり**のいずれかを○で囲んでください。

身体障害者手帳をお持ちの場合は、その写しをご提出いただくこともありますのでご了承ください。

SY 団信用生命保険 申込書兼告知書 (だんしん告知書) [1]明治安田生命提出用 令和2年10月改訂

(事務幹事保険会社) 明治安田生命保険相互会社 御中

貴社の定款および団信用生命保険普通保険約款に基づき、下記の団信用生命保険への加入を申し込みます。下記の告知記入事項は被保険者自身が「おさま控裏面」および「団信用生命保険 重要事項に関するご説明」を承知の上記入したものであり、事実と相違ありません。なお、この記入事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。

申込者の加入情報

種コード	学種	学校番号	個人番号
(保険契約者)			
日本私立学校振興・共済事業団			

告知日 (記入日) 令和 2年 10月 26日

フリガナ フカバ タロウ
被保険者名 若葉 太郎

性別 男 年齢 51歳

現住所 東京都 千代田区丸の内2-1-1

告知事項欄の記入例 (○印は記入例) :

1. 告知事項欄の「目の病気」欄に「糖尿病」を記入し、右の「糖尿病」欄に「H22年 3月～」と記入する。

2. 「告知事項」欄の「心臓・血管」欄に「高血圧」を記入し、右の「高血圧」欄に「H22年 8月～H22年 9月(約10日間)」と記入する。

3. 「告知事項」欄の「その他の病名」欄に「糖尿病」を記入し、右の「糖尿病」欄に「H22年 3月～」と記入する。

貸付申込書にご使用の印鑑で3枚とも押印ください。

ご提出時にご確認のうえ同意印と同一の印鑑で3枚とも押印ください。

不明な点につきましては、「重要事項に関するご説明」をご確認いただくか、私学事業団の窓口または事務幹事生命保険会社にお問い合わせください。

告知事項第1～3項のいずれかを○印と答えた方は、病気やけがの病名・障害内容・けがまたは障害の原因等を詳しくご記入ください。

複数の病気等がある場合もそれぞれの病名について「①…」「②…」と区別しすべてご記入ください。

訂正箇所には3枚とも必ず同意印と同一の印で訂正印を押印ください。

病気の名前(診断名)に「高血圧(症)」「糖尿病」「血糖値高め」「耐糖能異常」「肝臓に関する病名」を告知された方は、数値記入欄に最近の検査数値等をご記入ください。

【告知事項欄の用語説明】

「指示・指導」とは

医師の診察、検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。

「2週間以上にわたり」とは

一連の病気やけがで、医師の治療(指示・指導を含みます。)や投薬を受け、転医、転科を含め、初診から終診までの継続加療期間で、医師の管理下にあった期間をいいます。(実際の診察日数ではありません。)過去3年以内に初診日が含まれていない場合でも、継続加療期間が3年以内に含まれている場合は、告知が必要です。また、2週間分以上の薬を処方されているときは、「2週間以上にわたり投薬を受けたこと」に該当いたします。

【告知対象外となる事象について】

- 完治後のかぜ・インフルエンザ
- 歯科医師(口腔外科は除く)による虫歯の治療・歯槽膿漏の治療
- 色覚異常
- 完治後の急性虫垂炎の手術
- 医師による治療として処方されたものではなく健康増進のための市販のビタミン剤の服用
- 現在治療を受けていない花粉症・水虫
- 妊娠中および分娩後で定期健診のみ受診

この申込書兼告知書(3枚複写)の太線の枠内は、被保険者が自筆でご記入のうえ、ご提出ください。

※「団体信用生命保険 申込書兼告知書（だんしん告知書）」は、私学共済ホームページからダウンロードできます。申し込みの際は最新の用紙をご使用ください。

5. 「だんしん告知書」の受理・点検

「だんしん告知書」は本人が記入することになっていますので、学校法人等は、受理したときに記入例にそって正しく記入されているか点検してください。

6. 「だんしん告知書」の提出

「だんしん告知書」は3枚複写です。学校法人等は、加入者から「だんしん告知書」の提出があったときは、①②の2部を「貸付申込書」等に添付し、私学事業団へ送付してください。

1枚目……明治安田生命保険提出	①	} 私学事業団あて送付してください。
2枚目……私学事業団控え	②	
3枚目……加入者控え	③	

※私学共済ホームページからダウンロードした用紙を使用する場合は、3枚複写とはなりませんので、1枚を送付してください。なお、加入者控え用として必ず写しをお手元で保管してください。

7. 団信制度適用の申し出期限

申し出期限は貸付日の前月15日（2日送金）および月末（22日送金）までで、住宅貸付の申し込み締め切り日と同じになります。ただし、その日が土・日または休日にあたる場合は、その前日となります。

8. 「だんしん告知書」に不備があったとき

「だんしん告知書」に不備の箇所があった場合は、学校法人等を通じて照会します。学校法人等は、該当者に連絡し、必要な書類の準備および訂正を行い、再提出してください。

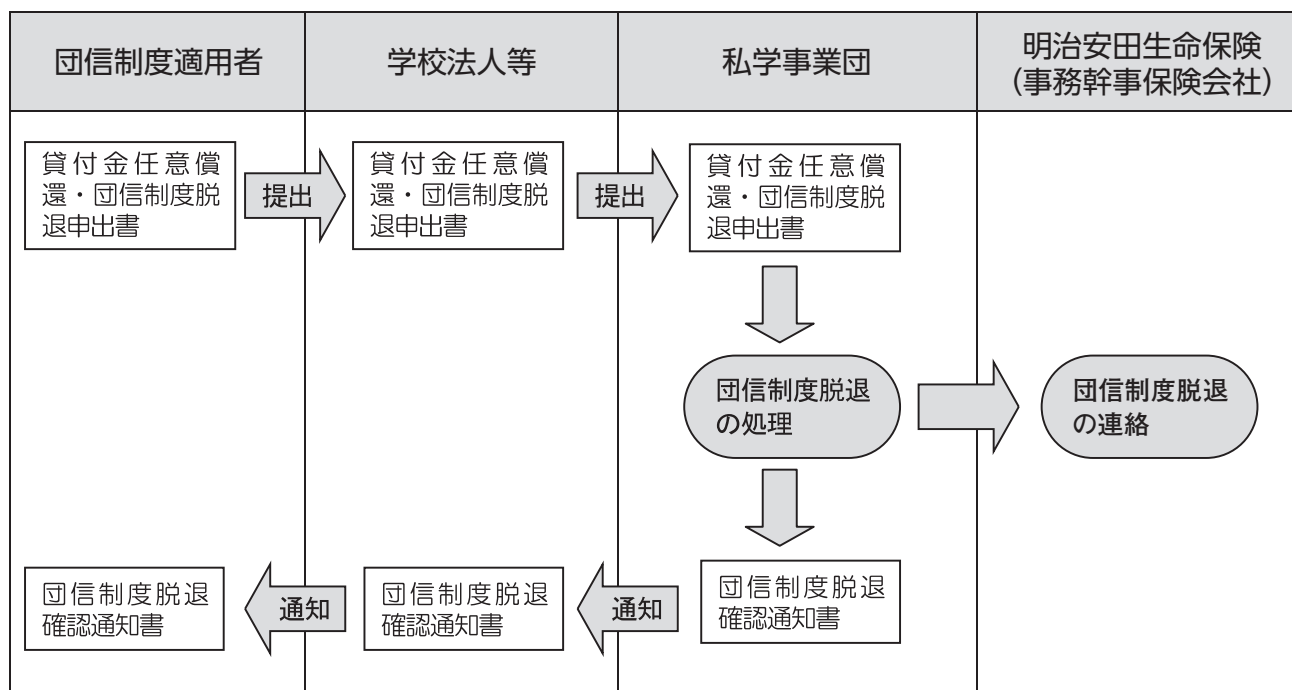
なお、不備照会の回答に時間を要し、期限までに提出できなかったときは、適用が認められないこととなります。

9. 「貸付金決定送金通知書」等の送付

団信制度の適用が認められたときは、住宅貸付決定時に「貸付金決定送金通知書」および「貸付決定通知書（償還明細表）」により通知します。

第3章 団体信用生命保険制度を脱退するとき

1. 団信制度脱退の流れ



2. 団信制度を任意脱退するには

団信制度適用者から貸付金の償還期間中に団信制度から脱退したい旨の申し出があった場合、学校法人等は「貸付金任意償還・団信制度脱退申込書」により、毎月15日までに必着するよう私学事業団に届け出てください。ただし、その日が土・日または休日にあたる場合は、その前日となります。

なお、申し出後直ちに脱退するわけではありません。脱退日は以下のとおりです。

- ・15日までに申し出があった場合・・・当月の末日
- ・16日以降に申し出があった場合・・・翌月の末日

※団信制度から一旦脱退すると再度加入はできませんので注意してください。

3. 団信制度の保障が終了するとき

次の事由に該当する場合は、保障終了日をもって自動的に脱退となりますので申し出は必要ありません。

- ① 死亡したとき
- ② 所定の高度障害状態に該当されたとき
- ③ 貸付金を完済したとき
- ④ 満年齢81歳に達したとき
- ⑤ 退職したとき（継続資格取得や任意継続加入をする場合も含まれます）
- ⑥ 保険料充当金または償還金が3か月以上未納のとき
- ⑦ 貸付規則による即時償還に該当したとき

4. 「団信制度脱退確認通知書」の送付

「貸付金任意償還・団信制度脱退申込書」により、私学事業団で脱退を確認したときは「団信制度脱退確認通知書」で通知します。

また、12ページの3. ④⑥の事由に該当するものについても同様に「団信制度脱退確認通知書」で通知をします。

※次の事由に該当する場合、以下のとおり脱退の通知をします。

- ・12ページの3. ①②の事由（保険金が支払われたとき）の場合で、貸付金残高が保険金の充当により完済となったとき、「貸付金完済証明書」で通知します。
- ・12ページの3. ③の事由については、貸付金が完済となったことを私学事業団が確認したときに「貸付金完済証明書」で通知します。
- ・12ページの3. ①（保険金が支払われなかったとき）および⑤⑦の事由については、「貸付金即時償還通知書」の送付をもって確認通知にかえます。

5. 学校間の異動があったとき

① 所属学校変更者（同一法人の学校間の異動）

すでに適用している団信制度は、そのまま継続して取り扱うものとします。

② 継続資格取得者（法人が異なる学校間の異動）

原則、即時償還となりますので前任校で定期償還として通知された月の末日をもって脱退とします。

6. 借り換えがあったとき

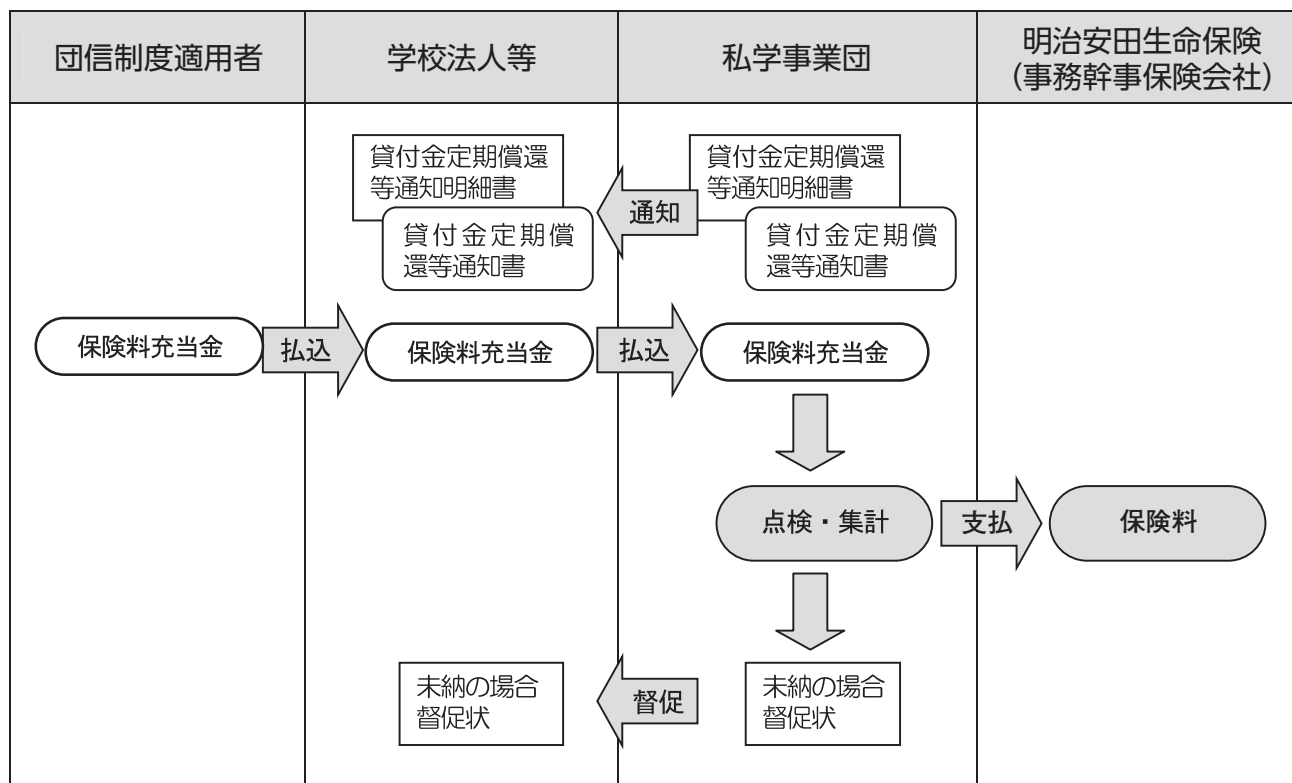
団信制度の適用者が償還期間中に借り換えによる住宅貸付の申し込みをし、引き続き団信制度の適用を希望した場合は、借り換え後の貸付額をもって再加入となります。この場合は新規適用者扱いとなりますので、あらためて「だんしん告知書」を提出してください。

※留意事項

- ・借り換え前の保障は終了し、あらためて団信制度に加入することになります。
- ・新規申し込みに伴う加入と同様、借り換えのときも告知義務があります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合、告知いただいた健康状態によっては加入できないことや、その傷病歴等を正しく告知されなかったために告知義務違反として、保険金をお支払いできないことがあります。

第4章 保険料充当金の徴収

1. 保険料充当金徴収の流れ



2. 保険料充当金の通知

団信制度適用者の負担する保険料充当金は、「貸付金定期償還等通知明細書」等により、当月分の定期償還金とあわせて通知します。

3. 保険料充当金の適用者からの徴収

団信制度適用者から定期償還金および保険料充当金を一括して徴収し、私学事業団に払い込んでください。

4. 定期償還金または保険料充当金が未納となった場合の取り扱い

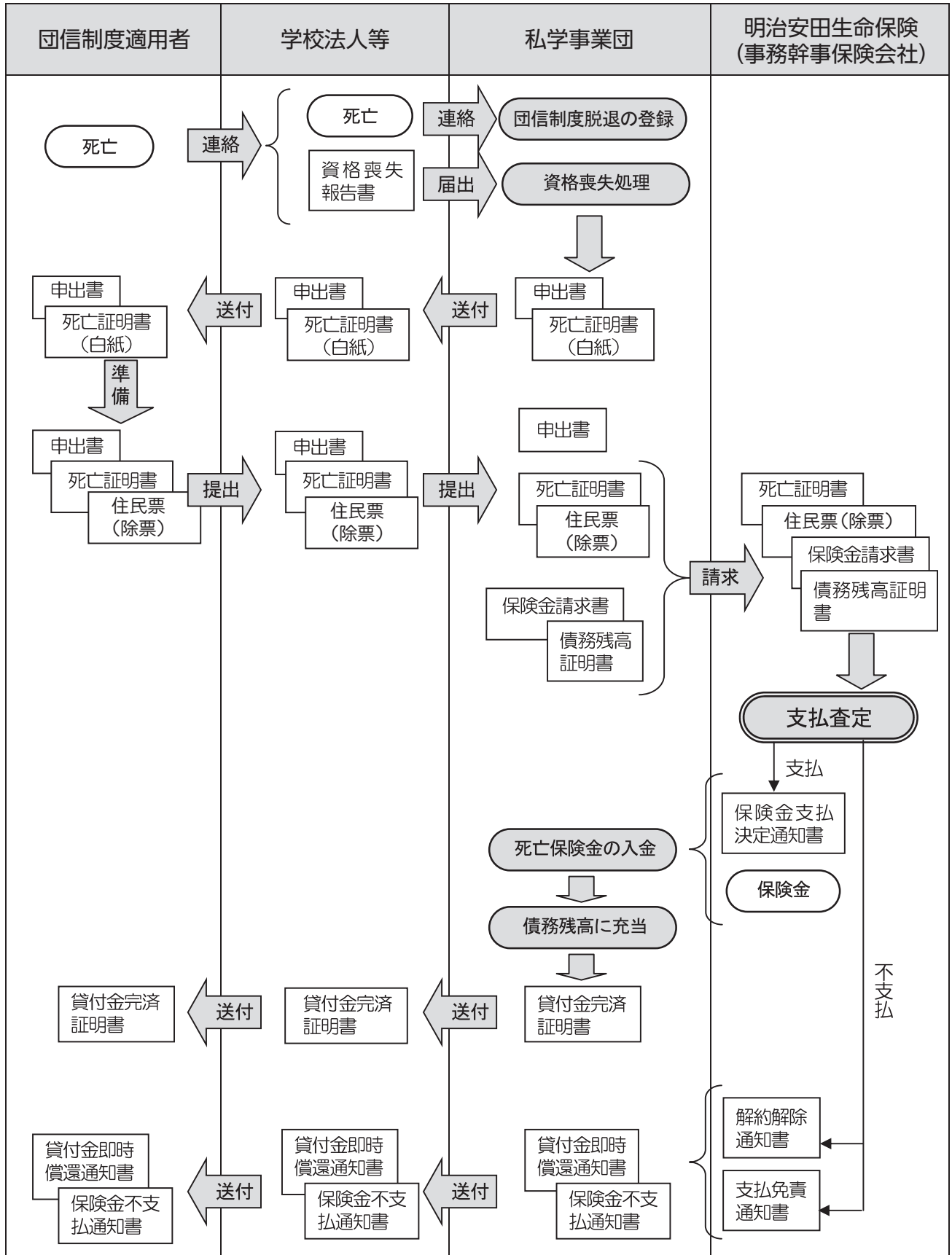
定期償還金または保険料充当金が3か月以上未納となった場合は、団信制度から脱退となります。この場合の保険料充当金は、脱退日の属する月までを対象として徴収してください。

5. 定期償還金および保険料充当金の口座振替不能の場合の通知

定期償還金および保険料充当金が、残高不足、口座解約、契約取消等で振替不能となった場合は、学校法人等に通知します。

第5章 保険事故（死亡・高度障害）が発生したとき

1. 死亡保険金請求の流れ



2. 保険事故発生の届け出

団信制度適用者に保険事故（死亡・所定の高度障害）が発生したときには、直ちに私学事業団へ連絡をしてください。

私学事業団から「団体信用生命保険申出書」および「団体信用生命保険 ご請求手続きのご案内」を送付します。

3. 死亡保険金および高度障害保険金の請求

家族および団信制度適用者は、「団体信用生命保険 ご請求手続きのご案内」を参照のうえ、以下の書類を取りそろえて、速やかに学校法人等を経て私学事業団に保険金の請求をしてください。

なお、死亡の場合のほか、所定の高度障害状態に該当した場合に高度障害保険金が支払われます。死亡の前から所定の高度障害状態に該当していなかったかを確認のうえ、請求してください。

【保険金請求に必要な書類】（「団体信用生命保険 ご請求手続きのご案内」を参照）

死亡の場合	①所定の死亡証明書（原本）	※団信制度適用期間が2年を超えて死亡した場合は、死亡診断書（死体検案書）の写しでも手続き可能です。
	②死亡事実の記載のある住民票または戸籍抄（謄）本（原本）	※住民票には、団信制度適用者以外の情報は必要ありません。 ※死亡事実の記載のある住民票、または戸籍抄（謄）本については、共済事業の他の給付（埋葬料、遺族厚生年金等）と同時請求の場合も、原本が必要です。
高度障害の場合	①所定の障害診断書	

4. 保険事故発生日以降の定期償還金等を払い込んだとき

保険事故（死亡・所定の高度障害）が発生した後、届け出により私学事業団がその事実を確認する間の定期償還金等については、従前どおり学校法人等あて通知します。

このため、私学事業団に保険金が支払われたときに、すでに保険事故発生日以降の定期償還金等が私学事業団に入金されている場合は、当該金額を還付します。

5. 保険金の請求をしたにもかかわらず保険金の不支払いが決定したとき

保険金を請求したにもかかわらず、告知義務違反等により保険金の不支払決定の通知があったときは、私学事業団は、学校法人等を通じて「保険金不支払通知書」および「貸付金即時償還通知書」を送付します。

6. 「貸付金完済証明書」の送付

私学事業団に保険金が入金されたときは、該当者の債務に充当されるため、学校法人等を通して「貸付金完済証明書」を送付します。



参 考

団信制度Q&A

もくじ

Q. 1 団信制度とはどのような制度ですか。 ……………	19
Q. 2 団信制度の特長はなんですか。 ……………	19
Q. 3 団信制度はどのようなところで実施されていますか。 ……………	19
Q. 4 団信制度への適用資格はどうなっていますか。 ……………	19
Q. 5 新規適用者および中途適用者の適用申し込みはどうなりますか。 ……………	20
Q. 6 団信制度の適用申し込みは、なぜ住宅貸付申込時の1回限りなのですか。 ……………	20
Q. 7 「だんしん告知書」を提出した後に非適用となった場合、住宅貸付はどうなりますか。 ……	20
Q. 8 他の学校に異動した場合、「だんしん告知書」を再度提出する必要はありますか。 ……	20
Q. 9 住宅貸付の借り換えをした場合、団信制度の適用はどのようになりますか。 ……………	21
Q. 10 保険料充当金は、適用者数が多いほど安くなるのですか。 ……………	21
Q. 11 保険料充当金の算出方法はどのようになっていますか。 ……………	21
Q. 12 保険料充当金はどのような方法で徴収し、支払うのですか。 ……………	22
Q. 13 保険料充当金は毎月同額ですか。 ……………	22
Q. 14 一部任意償還した場合、その後の保険料充当金はどのようになりますか。 ……………	22
Q. 15 保険料充当金は生命保険料控除の対象となりますか。 ……………	23
Q. 16 保険金が支払われた場合、適用者およびその相続人に対して税金はかかりますか。 ……	23
Q. 17 どのような場合に、保険金で貸付金残高(債務)が相殺されるのですか。 ……………	23
Q. 18 高度障害状態について、もう少し詳しく説明してください。 ……………	24
Q. 19 どのような場合に、保険金が支払われないのですか。 ……………	24
Q. 20 保障期間(保険期間)はいつからいつまでですか。 ……………	25

Q. 1

団信制度とはどのような制度ですか。

- A.** 団信制度とは、団信制度適用者が万一、住宅貸付金の完済前に死亡・所定の高度障害となった場合、生命保険会社から支払われる保険金を充当することにより貸付金残高が完済するので、遺族等は、退職手当・マイホーム等を手放すことなく、安心して生活できることを目的とした制度です。

Q. 2

団信制度の特長はなんですか。

- A.**
- ① 団信制度適用者が借入金の償還途中で万一、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合に、貸付金残高が保険金と相殺されるため、多額の債務を遺族等に残すという不安がなくなります。
 - ② 団信制度は団体加入保険であるため、加入規模が大きくなるとスケールメリットが働き適用者の負担が割安となり、しかも、年々貸付金残高の減少に伴い保険料充当金も逡減していきますので、安心して加入できます。
 - ③ 適用申し込み手続きは、医師による診査は不要です。申込時に「だんしん告知書」の告知内容に合致していれば「だんしん告知書」を提出していただくだけで簡単に加入できます。
※告知の内容によっては、追加資料として医師の診断書を提出していただくことがあります。
 - ④ 死亡保険金および高度障害保険金は債務と相殺されますので、所得税・相続税の課税関係は生じません。

Q. 3

団信制度はどのようなところで実施されていますか。

- A.** 私学事業団の住宅貸付の団信制度は、任意加入となっていますが、民間金融機関の住宅ローンにおいては自動的に組み込む方式（貸付利率に含まれている方式）が多く採用されています。また、住宅金融支援機構等でも導入されています。

Q. 4

団信制度への適用資格はどうなっていますか。

- A.** 団信制度の適用は、次の条件を満たした者が対象になります。
- ① 貸付日現在の満年齢が20歳以上70歳未満の人
 - ② 「だんしん告知書」を私学事業団に提出し、適用が承認された人

Q. 5

新規適用者および中途適用者の適用申し込みはどうなりますか。

- A.** 団信制度の適用を希望する場合は、「だんしん告知書」に所定の事項を記入、押印のうえ学校法人等を通じて私学事業団に届け出てください。
- ・新規適用者……住宅貸付の申し込みと同時に団信制度適用の申し込み手続きを行ってください。
 - ・中途適用者……住宅貸付申込時に適用を希望したが、告知内容に合致せず適用を受けることができなかった借受人が、後に健康状態などの変化により有資格者となったときは、団信制度適用の申し込み手続きを行ってください。

Q. 6

団信制度の適用申し込みは、なぜ住宅貸付申込時の1回限りなのですか。

- A.** 団信制度は住宅貸付に付随した制度ですので、団信制度への適用申し込みも住宅貸付の申し込みと同時になります。なお、告知事項が「あり」で非適用となった場合は、後に有資格者となったときは中途適用者として団信制度適用の申し込み手続きが可能です。
- 任意加入の制度ですが、借受人の遺族等は退職手当等の資金を貸付金残高に充当することなく団信制度による保険金をもって完済するため、生活の安定を図ることができますので、ぜひ加入をお願いします。

Q. 7

「だんしん告知書」を提出した後に非適用となった場合、住宅貸付はどうなりますか。

- A.** 団信制度が適用されない場合でも、住宅貸付を借り受けることは可能です。
- ただし、Q. 6のAのとおり、中途適用者として申し込みが可能になった場合には、ぜひ加入の手続きをしてください。

Q. 8

他の学校に異動した場合、「だんしん告知書」を再度提出する必要はありますか。

- A.** 所属学校変更者（同一法人の学校間の異動）は、すでに適用している団信制度をそのまま継続して取り扱います。ただし、継続資格取得者（法人が異なる学校間の異動）は、原則、即時償還となりますので前任校で定期償還として通知された月の末日をもって脱退となります。

Q. 9

住宅貸付の借り換えをした場合、団信制度の適用はどのようになりますか。

- A. 団信制度適用者が償還期間中に借り換えによる住宅貸付の申し込みをし、引き続き団信制度の適用を希望した場合は、借り換え後の貸付額をもって再加入となります。この場合は新規適用者扱いとなりますので、あらためて「だんしん告知書」を提出してください。

Q. 10

保険料充当金は、適用者数が多いほど安くなるのですか。

- A. 保険料充当金は、住宅貸付申込時に大半の方が加入されることを前提に算出しています。したがって、適用者数が多くなるほど収支の安定が図られ、将来の負担額の軽減も可能となります。

Q. 11

保険料充当金の算出方法はどのようになっていますか。

- A. 保険料充当金の計算は、貸付金残高（保険金額）に対して、次の計算方法で行われます。

$$\text{保険料充当金（月額）} = \text{貸付金残高（保険金額）} \times \text{保険料充当金率}$$

なお、保険料充当金率は、保険金額1万円につき月額3円48銭です（令和2年4月1日現在）。

（注1）保険料充当金に円未満の端数が生じた場合は、円未満を四捨五入し、円単位とします。

（注2）保険料充当金率は、年齢にかかわらず一定となります。

（注3）保険料充当金は、掛け捨てとなっています。

Q. 12

保険料充当金はどのような方法で徴収し、支払うのですか。

- A.** 保険料充当金は、私学事業団から通知された「貸付金定期償還等通知明細書」等により、適
用者から定期償還金および保険料充当金を一括して徴収し、私学事業団へ償還期限までに払い
込んでください。

Q. 13

保険料充当金は毎月同額ですか。

- A.** 貸付金残高は、定期償還が進むにしたがって毎月減少しますが、保険料充当金は毎年3月末
の貸付金残高（保険金額）をもとに計算し、4月から変更することになっています。
したがって、保険料充当金はこの額を使用するため、その後の1年間は毎月同額となります。
※新規適用時および一部任意償還時を除きます。

Q. 14

一部任意償還した場合、その後の保険料充当金はどのようになりますか。

- A.** 一部任意償還後の貸付金残高をもって、一部任意償還月の翌月から次に到来する3月までの
各月における貸付金残高（保険金額）として保険料充当金を算出します。
したがって、一部任意償還月の翌月から貸付金残高が減少しただけ保険料充当金も軽減され
ます。

Q. 15

保険料充当金は生命保険料控除の対象となりますか。

- A. 生命保険料控除の対象となる保険料は、保険金受取人を自己またはその配偶者、その他の親族とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料と定められています。この制度の保険金受取人は私学事業団となっていますので、団信制度適用者の負担する保険料充当金は、生命保険料控除の対象とはなりません。

Q. 16

保険金が支払われた場合、適用者およびその相続人に対して税金はかかりますか。

- A. 死亡保険金および高度障害保険金は債務と相殺されますので、所得税・相続税の課税関係は生じません。

Q. 17

どのような場合に、保険金で貸付金残高（債務）が相殺されるのですか。

- A. 団信制度適用者が貸付金の償還期間中に死亡・所定の高度障害となった場合、保険金が私学事業団に支払われることによって、借受人の一切の債務が消滅します。

※所定の高度障害とは、適用日以降の傷害または疾病によって次の項目のいずれかに該当した場合をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの ^(※1)
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ^(※2)
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^(※3)
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ^(※3)
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ^(※4)
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ^(※4)
- ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

Q. 18

高度障害状態について、もう少し詳しく説明してください。

A. 以下のとおりです。

※1 眼の障害(視力障害)

- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

※2 言語またはそしゃくの障害

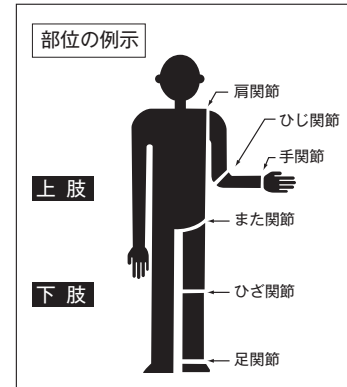
- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

※3 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

※4 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。



Q. 19

どのような場合に、保険金が支払われないのですか。

※被保険者とは団信制度適用者です。

A. 次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

※貸付送金日が貸付実行日となります。

1. 保障開始日(*1)から1年以内に自殺されたとき
(*1) 保障開始日は、貸付実行日(借り換え貸付の場合は、借り換え日)または事務幹事保険会社をご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。
2. 被保険者の故意により高度障害状態に該当されたとき
3. 保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障害状態に該当されたとき
4. 戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態に該当されたとき
(その程度により全額または削減してお支払いする場合があります。)
5. 告知義務違反による解除

「だんしん告知書」でおたずねすることに対し、故意または重大な過失によって、「だんし

ん告知書」で事実を告知されなかったかまたは事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内については「告知義務違反」として解除される場合があります（お支払事由が発生した後であっても解除される場合があります）。なお、告知義務違反の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年を超えていたとしても詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

6. 詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

保険契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効とされた場合。

7. 重大事由による解除の場合

保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大な事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合。

8. 保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として、高度障害状態に該当されたとき

その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしてもお支払いの対象とはなりません。

Q. 20

保障期間（保険期間）はいつからいつまでですか。

A. 保障期間（保険期間）は以下のとおりです。

1. 保障開始日

ア. 新規適用者…貸付送金日（毎月2日、22日）

イ. 中途適用者…適用申し込みの受付締め切り日（毎月15日）の属する月の翌月1日

2. 保障終了日

次のいずれかに団信制度適用者が該当したとき

事由	保障終了日
死亡したとき	死亡日
所定の高度障害状態に該当されたとき	高度障害固定日
貸付金を完済したとき	完済した日
満年齢81歳に達したとき	達した日の属する月の末日
任意脱退の申し出をしたとき	団信制度脱退申し出締め切り日の属する月の末日 ただし「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」により16日以降に申し出のあった場合は翌月末日
退職したとき（継続資格取得や任意継続加入をする場合も含まれます）	定期償還として通知された月の末日
保険料充当金または償還金が3か月以上未納のとき	3か月以上未納となった日の属する月の末日 （なお、未納の起算日は、償還期限の属する月から起算）
貸付規則による即時償還に該当したとき	該当した日の属する月の末日

（注）借り換えによる住宅貸付の申し込みをした場合、借り換え前の保障は終了します。借り換え後も団信制度の適用を希望する場合は、あらためて「だんしん告知書」を提出してください。

保険料充当金早見表（月額）

令和2年4月1日現在

貸付金額 (万円)	保険料充当金 (円)	貸付金額 (万円)	保険料充当金 (円)	貸付金額 (万円)	保険料充当金 (円)
30	104	460	1,601	1,000	3,480
35	122	480	1,670	1,020	3,550
40	139	500	1,740	1,040	3,619
45	157	520	1,810	1,060	3,689
50	174	540	1,879	1,080	3,758
60	209	560	1,949	1,100	3,828
70	244	580	2,018	1,120	3,898
80	278	600	2,088	1,140	3,967
90	313	620	2,158	1,160	4,037
100	348	640	2,227	1,180	4,106
120	418	660	2,297	1,200	4,176
140	487	680	2,366	1,220	4,246
160	557	700	2,436	1,240	4,315
180	626	720	2,506	1,260	4,385
200	696	740	2,575	1,280	4,454
220	766	760	2,645	1,300	4,524
240	835	780	2,714	1,320	4,594
260	905	800	2,784	1,340	4,663
280	974	820	2,854	1,360	4,733
300	1,044	840	2,923	1,380	4,802
320	1,114	860	2,993	1,400	4,872
340	1,183	880	3,062	1,500	5,220
360	1,253	900	3,132	1,600	5,568
380	1,322	920	3,202	1,700	5,916
400	1,392	940	3,271	1,800	6,264
420	1,462	960	3,341	1,900	6,612
440	1,531	980	3,410	2,000	6,960

SI 団体信用生命保険 申込書兼告知書 (だんしん告知書)

①明治安田生命提出用

令和2年10月改訂

(事務幹事保険会社)

明治安田生命保険相互会社 御中

貴社の定款および団体信用生命保険普通保険約款に基づき、下記の者の団体信用生命保険への加入を申し込みます。下記の告知記入事項は被保険者自身が「お客さま控裏面」および「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」を承知のうえ記入したものであり、事実と相違ありません。

なお、この記入事項が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。

申込人の加入者番号							
県コード	学種	学校番号			個人番号		

(保険契約者)

日本私立学校振興・共済事業団

太線の枠内は被保険者ご本人が、告知日現在の状況をありのままもれなくご記入ください。また、訂正箇所には必ず訂正印を押印してください。

同意欄	次の事項を確認のうえ日本私立学校振興・共済事業団を保険契約者とする団体信用生命保険への加入に同意し、署名・押印しました。 ●お客さま控裏面の「団体信用生命保険のご説明」および「個人情報の取扱いについて」を承知し、同意しました。 ●下記告知事項に記入した内容は事実と相違ありません。記入内容が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。 また、保険会社が事実の確認が必要と認めた場合には、その確認に必要な便益を提供し、治療情報の開示に同意します。						同意印				
	告知日(記入日)	令和	年	月	日	フリガナ 被保険者名 <自署>	姓 名	印 確認印			
確認欄	●「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明(「契約概要」および「注意喚起情報」)」の内容を確認し承知しました。 ●この保険の保障内容等が意向に合致していることを確認しました。 ●この注意事項を確認しました。 ●本書面提出前に、下記告知事項に記入した内容を再度見直し、現在および過去における告知事項にもれがないこと ・本告知事項にもれがある場合は、万一の場合に保険金が支払われず保険金を債務の返済に充当できなくなること ・告知内容にもれがある場合、告知内容が事実と相違した場合は契約を解除されても異議ありません。 ・高度障害状態の原因となる傷害や疾病が保障開始日より前に発生しているときは、原則として保険金のお支払いの対象とならないこと およびその傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、これらを原因とする場合には、お支払いの対象とならないこと						印				
被保険者告知本人記入事項欄	性別	①男	②女	生年月日	③昭和 ⑤平成	年	月	日	年齢	満	歳
	現住所	〒 都道府県						電話番号			
	1	最近3ヵ月以内に医師の治療(指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。 ※「指示・指導」とは、医師の診察、検査を受けた結果、再検査をすすめられること、治療・投薬・入院・手術をすすめられること、日常生活指導・勤務上の制限・アドバイス等を受けることをいいます。			なし	あり	告知事項が(あり)のときは初診から詳しくすべてご記入ください。また複数の病気等がある場合、①②・と区別しすべてご記入ください。 【病気やけがの名前(診断名)・障害内容・けがまたは障害の原因】				
2	過去3年以内に以下の病気で、手術を受けたことまたは2週間以上にわたり医師の治療(指示・指導を含みます)・投薬を受けたことがありますか。 ※「2週間以上にわたり」については、《申込書兼告知書の記入要領》の【告知事項欄の用語説明】をご確認ください。			なし	あり	【治療(指示・指導を含みます)・投薬を受けた年月】 年 月 ~ 年 月 【入院の有無および期間】 (あり) → 年 月 ~ 年 月(約 日間) (なし) 【手術の有無・時期および名前または部位】 (あり) → 手術時期 年 月 (なし) 【症状経過】 (完治) → 終診年月 年 月 (治療中) (現在の症状・治療内容・薬剤名・用法・用量等) (高血圧症を告知された場合は最近の血圧値) 最高(収縮期圧) _____ mmHg、最低(拡張期圧) _____ mmHg (糖尿病を告知された場合は最近の検査数値等) 空腹時血糖値 _____ mg/dL HbA1c _____ % インスリン治療 (あり) (なし) 合併症 (あり) (なし)					
3	手・足の欠損または機能に障害がありますか。または、背骨(脊柱)・視力・聴力・言語・そしゃく機能に障害がありますか。			なし	あり	(肝臓に関する病名を告知された場合は最近の検査数値) GOT= IU/ℓ、GPT= IU/ℓ、γ-GTP= IU/ℓ					

貸付内容	貸付日(予定日)	令和	年	月	日	貸付金額(保険金額)	百万	千	円	償還回数	回
							0	0	0		

適用区分	私学事業団用欄	明治安田生命用欄
1. 新規	私学事業団受付日	特記事項
2. 中途	年 月 日	告知査定諾否決定通知書 上記被保険者について、右記のとおり決定いたしましたのでご通知いたします。 明治安田生命保険相互会社
		承諾 謝絶

☎71616 20.10 8×2,000

※「団体信用生命保険 申込書兼告知書 (だんしん告知書)」は、私学共済ホームページからダウンロードできます。申し込みの際は最新の用紙をご使用ください。

